

「ペルソナ STACIA カード&ペルソナ STACIA PiTaPa カード会員規約」
一部変更のお知らせ

2019年12月26日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

「ペルソナ会員規約」の変更について

変更点	改定後
消費税率改定にともなう ATM 手数料の改定後金額を明記。	<p>第46条（現金自動預払機等（ATM）利用時の手数料）2項 下線部分を変更しました。</p> <p><u>ATM手数料は、利用金額1万円以下の場合は110円(含む消費税等)、利用金額が1万円を超える場合は220円(含む消費税等)とします。</u></p>
反社会的勢力の排除条項を追加。	<p>第3条（反社会的勢力の排除）第1項7号を追加しました。</p> <p><u>テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</u></p>
カード紛失・盗難時の損害発生防止への協力と損害のてん補について追加。	<p>第15条（会員保障制度）4項に下線部分を追加しました。</p> <p><u>本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。</u></p>
	<p>第15条（会員保障制度）5項、6項、7項を追加しました。</p> <p><u>5. 本会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。</u></p> <p><u>6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</u></p> <p><u>7. 本会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</u></p>

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の変更について

変更点	改定後
個人情報保護管理責任者職名、を変更。	個人情報保護管理責任者職名、所属および連絡先 職名： <u>代表取締役専務</u> 連絡先：株式会社ペルソナ 〒530-0013 大阪市北区茶屋町1-9番1-9号アプローズタワー15階

変更後のペルソナ会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。